

(様式3)

措 置 報 告 書

松農 第 4188 号
令和 4年 9月 8日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

松阪農林事務所長

令和2年12月22日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	高度水利機能確保基盤整備事業 波多瀬地区
通知事項	措 置 内 容
<p>・文化財について</p> <p>立梅用水は国の登録記念物であり、現状変更が生じる場合は届出が必要になります。届出にあたっては関係機関と協議が必要になりますので、留意してください。</p>	<p>現在のところ、現状変更が生じることはありませんので、届出は不要です。</p>
<p>・水質について</p> <p>事業により発生する濁水については、周辺環境への影響を低減するための措置を検討してください。</p>	<p>本地区において、濁水が発生する可能性は低いと考えています。ただし、工事施工中に濁水を確認することがあれば、濁水対策を実施し、地区外に放流しないように注意します。</p>
<p>・景観について</p> <p>事業地は香肌峡県立自然公園の普通地域に位置するため、三重県立自然公園条例に基づく届出等の手続きが必要になる場合があります。事業実施にあたり関係機関と協議のうえ、適切に手続きを行ってください。</p>	<p>現在のところ、届出等の手続きは必要ありません。ただし、周辺景観の色彩と調和に配慮し、農村景観の保全を図ります。</p>

事務担当 松阪農林事務所
農村基盤室
基盤整備1課